

一般名処方加算について

- 後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。
- 後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
- 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【一般名処方とは】

お薬の商品名ではなく、有効成分を処方箋に記載することです。

これにより、有効成分、効能効果が同じお薬が複数ある場合には、保険薬局の薬剤師と相談して、選択することができます。

社会医療法人恒貴会 大和クリニック